

事 務 連 絡

令和3年(2021年)5月11日

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会 御中

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課

新型コロナウイルス感染症の治療を行う場合の換気設備について

このことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から通知があり、当部感染症対策局感染症対策課から、道立保健所を経由して医療機関へ周知しておりますので、貴会会員への周知をお願いします。

なお、当課から道立保健所に対し、医療機関等から換気状況の改善方法等について相談があった場合は、建築物衛生法第12条の2第1項第2号に規定する建築物空気環境測定業登録業者を紹介するなど、適宜対応するよう依頼していることを申し添えます。

〔 環境衛生係長 豊岡
電話：011-204-5260 〕